

議案第 102 号

渋川市借上賃貸住宅条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市借上賃貸住宅条例を廃止する条例

渋川市借上賃貸住宅条例（平成 18 年渋川市条例第 212 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

2 渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年渋川市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

別表第 2 中 3 の部を削り、4 の部を 3 の部とし、5 の部を 4 の部とし、6 の部を 5 の部とする。

理 由

借上賃貸住宅制度を終了するため、条例を廃止しようとするものである。

渋川市借上賃貸住宅条例を廃止する条例（案）新旧対照表

渋川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年渋川市条例第４０号）の一部改正

（附則第２項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機 関	事 務	機 関	事 務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
(略)		(略)	
3 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	3 市長	渋川市借上賃貸住宅条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 1 2 号）による借上賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	4 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	5 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 4 5 号）による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		6 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	
機 関	事 務	機 関	事 務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
	(略)		(略)

(略)

<u>3</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
<u>4</u> 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
<u>5</u> 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(略)

(略)

<u>3</u> 市長	渋川市借上賃貸住宅条例による借上賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの
<u>4</u> 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
<u>5</u> 市長	渋川市福祉医療費の支給に関する条例による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(略)
<u>6</u> 教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		(略)